

特記仕様書

第1章 総則

1. 委託の概要

沖縄県企業局の5浄水場から排出される浄水場発生土に係る収集運搬を委託するものであり、本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）で定める産業廃棄物の収集運搬業の許可を有する者が、法に定められた委託基準に従い行うものとする。

2. 仕様書の適用

この仕様書は浄水場発生土収集運搬業務委託（下半期）に適用する。

3. 契約期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

4 収集運搬対象品目

浄水場発生土（産業廃棄物の種類：汚泥）

5 収集運搬場所

搬出場所	運搬の最終目的地の所在地
久志浄水場（名護市字久志1100）	
名護浄水場（名護市大北3-28-36）	
石川浄水場（うるま市石川東恩納崎1）	福山商事(株) 建設汚泥リサイクルセンター 読谷村字親志401-1
西原浄水場（西原町字小那覇1336）	
北谷浄水場（北谷町字宮城1-27）	

6 予定数量

浄水場	運搬回数(上半期)	一日当たり 見込み運搬回数
久志浄水場	330回	1～6回
名護浄水場	40回	1回
石川浄水場	487回	5～8回
西原浄水場	242回	2～3回
北谷浄水場	513回	3～4回

※予定数量は見込みであるため、全量を保証するものではない。

※浄水場によって、運搬のない日、あるいは、一日当たりの運搬回数が見込みを大幅に超える日もある。

7 法令等の遵守

業務の施行に当たり、受注者は廃掃法、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び関係自治体の条例や規程等を遵守しなければならない。

8 提出書類

以下の書類を所定の期限までに1部提出すること。

(1) 契約時に提出する書類

- ① 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ② 運搬車両の自動車検査証の写し
- ③ その他必要な書類

(2) 毎月の請求時に提出する書類

- ① 請求書
- ② 業務完了報告書

第2章 委託内容

1. 業務実施時期

(1) 本業務は、各浄水場に設置されているホッパーに貯留された浄水場発生土を運搬するものであり、貯留状況を踏まえ各浄水場の職員が搬出の依頼をするので、その依頼に従い対応すること。

(2) 浄水場発生土を積み込み可能な時間は下記のとおりとするが、緊急を要する場合等は、下記に限らず対応を依頼することがある。

久志・名護・北谷浄水場・・・8時30分～17時15分

(日曜日、祭日、第2・4土曜日休み)

石川・西原浄水場・・・・・・8時30分～17時15分

(日曜日、祭日、毎土曜日休み)

2 収集運搬方法等

(1) 業務体制の確保について

- ① 第1章の6の各浄水場の予定数量を踏まえ、十分に対応できる人員及び運搬車両を確保すること。

(2) 運搬車両について

- ① 産業廃棄物の運搬が可能で、かつ、搬出先でダンプアップで排出できる仕様の4トン車とする。なお、車検証に「積載物は、土砂等以外のものとする。」と明記されている車両（通称「土砂禁ダンプ」）の使用は不可とする。

- ② 運搬中に浄水場発生土が落下しないよう、側あたりの上に自動開閉シートを取り付ける等の対策を講ずること。

(3) 浄水場での作業について

- ① 運搬ごとに車両をホッパーの下に乗り入れ、浄水場職員がホッパーを開閉し、浄水発生土を荷台に落とし込む。その際には、職員と連携をとりながら、受託者において敷均し（しきならし）作業を行うとともに、周囲に発生土の飛散がある場合は、これを片付けること。なお、作業に必要な資材は受託者で用意するものとする。

- ② 積載に際しては、自動車検査証に記載されている最大積載量以内とし、積載超過にならないようにすること。（積載量は、各ホッパーの重量計を参照とし、おおむね2.3トンを標準とすること。）また、目測にて過積載と疑われるような積載を行わないこと。

(4) 受入先での作業について

- ① 受入先に到着したら、施設職員に指示された受入槽に浄水発生土を下ろすこと。